

2015年3月17日  
日本銀行

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」の制定等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促していくとともに、復興に向けた被災地金融機関の取り組みへの支援を継続する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、平成27年1月20・21日の政策委員会・金融政策決定会合の決定に関するものです。

記

1. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。

5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。
8. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙9のとおり一部改正すること。
10. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙10のとおり一部改正すること。
11. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙11のとおり一部改正すること。
12. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日決定）を別紙12のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 上 口 (03-3277-2800)  
廣 瀬 (03-3277-1634)

系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則

系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいう。以下同じ。）の会員である金融機関（本行の当座預金取引の相手方でないものに限る。以下「会員金融機関」という。）が、「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）に定める成長基盤強化を支援するための資金供給または貸出増加を支援するための資金供給（以下「本制度」という。）の貸付対象先である系統中央機関を通じて、本制度を利用する場合の取扱いについては、本制度に関する基本要領およびその特則（以下「基本要領等」という。）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

1. 成長基盤強化を支援するための資金供給については、次のとおり取り扱う。

（1）本行による貸付けは、イ. およびロ. に定めるところにより策定された取り組み方針に基づいて会員金融機関が行う融資または投資に関して、各々の系統中央機関に対して行う。

イ. 系統中央機関は、系統全体としての成長基盤強化に向けた融資または投資に関する取り組み方針ならびに系統中央機関および会員金融機関における本制度の運営にかかる方針（以下「運営方針」という。）を策定し、本行がこれを適当であると認めること。

ロ. 会員金融機関は、イ. の運営方針に即した成長基盤強化に向けた融資または投資に関する取り組み方針を策定すること。

(2) 各系統中央機関の貸付実行日毎の貸付限度額および貸付額の上限（以下「貸付限度額等」という。）については、各系統中央機関が自ら行う融資または投資に関する貸付限度額等とは別に、本制度を利用する会員金融機関毎に基本要領等の定めに準じた貸付限度額等を設け、これらの総額とする。

2. 貸出増加を支援するための資金供給については、次のとおり取り扱う。

(1) 本行による貸付けは、本制度を利用する会員金融機関の貸出に関して、各々の系統中央機関に対して行う。

(2) 各系統中央機関の貸付実行日毎の貸付限度額については、各系統中央機関が自ら行う貸出に関する貸付限度額とは別に、本制度を利用する会員金融機関毎に基本要領等の定めに準じた貸付限度額を設け、これらの総額とする。

3. 系統中央機関は、本制度に基づき本行から受けた貸付けのうち各会員金融機関の融資もしくは投資または貸出にかかるものの全額について当該会員金融機関に対して貸付けを行う。この場合、貸付期間、貸付利率等については、本行から受けた貸付けと同等の条件によるものとする。

4. 系統中央機関は、本制度の利用を希望する会員金融機関との間で、会員金融機関に対する与信管理の適切性確保のほか、本制度の趣旨に照らし、この特則による貸付けの適切な運営の確保のために必要な措置を講ずる。

5. 本行は、会員金融機関および系統中央機関がこの特則に定める事項に著しく背馳した場合には、この特則による貸付けを認めないなど必要な措置を講ずることができるものとする。

(附 則)

本措置は、本日から実施し、平成32年6月30日をもって廃止する。

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

○ 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

イ、2. (2) の特則によらないもの 710兆円

ロ、  
J  
ニ、

} 略（不変）

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

- (1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成~~27~~28年7月1日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。
- (2) 略(不変)

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額等

- (1) 貸付先毎の貸付額の上限  
12兆円とする。
- (2) 略(不変)

- 11. を横線のとおり改める。

11. 貸付受付期限

9. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成~~27~~28年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための  
資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

4. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、基本要領7. (2)に定める借り換えにかかるものを除き、平成~~27~~28年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための  
資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付受付期限

3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えに  
かかるものを除き、平成~~27~~28年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止  
する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期限

7. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~27~~28年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給  
基本要領」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けの取扱い

(1) }  
(2) } 略(不変)

(3) 貸付実行日

平成~~27~~28年6月30日までの別に定める日とする。

(4) }  
∫ } 略(不変)  
(6) }

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給  
における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中  
一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~27~~28年4月30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~27~~28年4月30日をもって  
廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについて  
は、なお従前の例による。

2. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける  
貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~27~~28年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中  
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成 2 3 年 5 月 3 1 日までの別に定める日から実施し、平  
成 ~~2 8~~ 2 9 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。